

「富士見市建築物耐震改修促進計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成 22 年 8 月 5 日
建 築 指 導 課

富士見市は「富士見市建築物耐震改修促進計画（案）」に対する意見の募集を、平成 22 年 6 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで行いました。
その結果 3 通（8 件）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

募集期間 平成 22 年 6 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日
告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

募集意見（8 件）

| 意見概要 | 対応方針 | 市の考え方 |
|--|--------------|--|
| <p>(p22 表 2-7 について) 昭和 56 年以前の建築で評点が 1.5 を超えることは考えられない。 資料として不適切である。56 年以前では耐力壁の絶対量が少なく、老朽度を加味すると大半が 0.5 以下である。精密耐震診断では 0.2-0.3 が多くなる。</p> | 修正します。 | ご意見のとおり、記録に誤りがありましたので、修正します。 |
| <p>(p 25 耐震化が難しい理由) 技術者が未熟であることと資金不足。 技術者が耐震化の知識を持たないので、床、壁、天井を解体する大掛かりな補強設計を行うので耐震化が進まない、東京都では安価で信頼できる耐震改修工法を選定しており、耐震化費用は 150 万から 200 万として広報している。 耐震化の対象となる住人のほとんどは 70 代から 80 代であり、あと 10 年から 15 年持てば良いと言っている。 資金としては 100 万から 150 万が限度。 300 万超ではほとんど諦めてしまうのが現実。</p> | 原文の内容で対応します。 | <p>市民が安心して耐震診断や耐震改修に取り組める環境をつくるため、信頼できる技術者の情報提供を行っていきます。（p 29） また、耐震仕様の多様化が必要である（p 25）と認識しており、耐震相談窓口で、安価で信頼できる耐震改修工法の情報提供をしていきたいと考えています。</p> |

| | | |
|---|---------------------|--|
| <p>(p25 耐震化が難しい理由)</p> <p>耐震化を促進するには、助成金ではなく耐震化が必要な建物(対象)がどの建物か何故耐震性能が低いのか市の職員が個別に訪問することが望ましい。鶴瀬西三丁目周辺でも、全面全て開口の建物や、羽目板の建物、外壁がクラックだらけなど震度6強では間違いなく倒壊すると思われる建物が多く存在する。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | <p>耐震性能を把握するきっかけとして、市では簡易耐震診断を実施しています。さらに個別の訪問を伴う耐震診断を必要とする場合は、専門家に相談できる体制を整備します。(p32)</p> |
| <p>(計画全体)</p> <p>富士見市の促進計画は、市町村レベルで作成した促進計画としては良い出来ではありますが、都道府県では既に3年前に耐震改修促進計画を作成しています。しかし、促進計画が全く機能していません。3年前とほぼ同じ促進計画では意味がありません、他の自治体の反省点を反映させるべきである。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | <p>今後、計画を推進していく中で必要があれば見直しをしていきたいと考えています。</p> |
| <p>(補助制度について)</p> <p>『上部構造評点0.7以上、または1階のみ1.0以上の耐震改修にも一定の補助が望ましい。』</p> <p>現場では可能な予算の範囲で少しでも耐震性を上げたいというニーズが多い。昭和56年以前の建物を1・2階とも1.0以上にするためには大規模な工事が必要になり結局何もしないことにつながっているケースが多いため、練馬区をはじめ評点0.7以上を簡易改修と位置づけ1.0以上の一般改修の50%を補助している自治体は多数あり。また2階より圧倒的に1階の耐震性が重要であり渋谷区などは1階の評点のみが必要条件である。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | <p>補助金の在り方を踏まえて、補助の制度化に努めていきます。</p> |

| | | |
|--|---------------------|-------------------------------------|
| <p>(補助制度について)</p> <p>『耐震診断および耐震改修の助成対象は、建築年が昭和56年以前ではなく平成12年以前が望ましい。』</p> <p>耐震化率の定義では昭和56年以降の建物は安全と規定しているが、平成12年の基準法改定までは「壁配置」および「柱頭柱脚の接合」の規定はなく、木耐協が平成18年4月～平成21年11月に実施した昭和56年以降の建物7332軒の診断結果では評点1.0以上の建物は約24%しかない。また(財)日本住宅・木材技術センター『阪神・淡路大震災 木造住宅震災記録図説』によれば三宮駅周辺の923棟の調査結果昭和57年以降の建物も8%が倒壊・大破しており、新耐震基準以降の建物であれば安全とは言い切れない。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | <p>補助金の在り方を踏まえて、補助の制度化に努めていきます。</p> |
| <p>(補助制度について)</p> <p>『高齢者、障害者に割り増し補助が望ましい。』</p> <p>朝霞市、志木市などでも、家屋倒壊で被害を受ける危険性の高い高齢者などに対して割り増し制度を設けています。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | |
| <p>(補助制度について)</p> <p>補助金(上限525000円(税込み)の割合で)を出してくれるという条件であれば、納得できると思う。(新築限定で)</p> <p>既存で住んでいる市民、いわば建築耐震で強度が不足だと思われる住宅については625400円(税込み)の上限で補助金を出すべきだと思う。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | |